

平成 28 事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成 29 年 8 月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

- ・大学の教育研究等の質向上
- ・大学経営の改善

なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第2期中期計画期間の5年目となる平成28年度は、第2期中期計画の締めくくりや平成30年度から始まる第3期中期計画を見据え、「滋賀県立大学将来構想（U S P 2 0 2 5 ビジョン）」を策定することにより、中期計画期間に限らず中長期的に県立大学が目指すべき方向性を示し、かつ、公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審し、適合認定を受けるなど、次期中期計画期間への移行を意識した1年となった。

こうした中で、年度計画の事業を超えた教育の質保証・向上に関する取組として、大学院副専攻や単位互換科目においてw e bを活用した授業形態を構築したほか、大学経営の改善に関する取組として、法人職員を育成するために法人職員の滋賀県への派遣研修に向けて準備を進めたことは、高く評価することができる。

また、入試広報においては、受験生への入試広報対策に加えて、高等学校長OBを雇用し県内の全高校を訪問することで、各学校の進路指導担当教員等との良好な関係を醸成させたことは、各高校において「滋賀県立大学」の意識付けが図られるとともに、高大連携事業の取組にも好影響を与えるものと評価したい。

さらに、C A Iシステム（情報教育支援システム）の導入に伴い、生涯メールアドレスを付与するサービスが開始されたことで、在籍する学生に加え、卒業生も希望すれば生涯メールアドレスを付与されることになり、このサービスが卒業生と県立大学をつなぐためのツールとして利活用されることが期待できる。今後とも幅広い利用方法を検討してほしい。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、年度計画45項目中42項目（93.3%）において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。しかし、年度計画が達成できなかった項目もあり、この項目については早い段階での達成を求みたい。

第2期中期計画も5年が経過し、最終年度に入る。大学を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、県立大学においては次期中期計画期間も見据え中期計画の進捗状況を再確認し、中期目標の達成に向けて教職員が一丸となって取り組まれることを期待する。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上			○		
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

S : 「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）

A : 「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはIII）

B : 「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）

C : 「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）

D : 「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○教育の質保証・向上に関する取組

- ・w e b活用の授業形態構築の検討にとどまらず、大学院副専攻や単位互換科目においてw e bを活用した授業形態の構築ができており、また、平成29年度からw e b講義を取り入れたカリキュラムが実施されることになった。これにより、社会人を含む多様な学生が自らの環境に応じた学習が可能となる。今後も教育の質保証・向上に関する取組の更なる発展に期待したい。

○人材育成等に関する取組

- ・法人職員については、比較的若い年齢層の職員が多く、今後大学運営を担っていく職員の育成が急務であるが、平成28年度は、平成27年度に見直された人材育成方針に基づき、学内研修を実施し法人職員の育成に引き続き努められている。これに加え、平成29年度に向け、法人職員の滋賀県への派遣研修事業を整備された。この派遣研修が若手職員の育成に資することを期待する。

○戦略的広報の取組

- ・広報戦略の策定に加え、入試広報を担当する職員として高等学校長OBを雇用し、県内の全高校を訪問したこと、各学校の進路指導担当教員との良好な関係を醸成させたことにより、各高校における「滋賀県立大学」の意識付けが図られた。併せて、大規模進学説明会への参加や入試情報媒体の活用などの入試広報を充実されたことも評価する。

(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

○地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）の取組

- ・地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的とした本事業では、連携自治体における地域人材の育成拠点を目指す地域デザイン・カレッジを設置し、地域課題解決をリードできる人材の育成が行われている。平成28年度は新たに多賀町を加えた5市1町で展開されており、「多賀デザイン・カレッジ大滝キャンパス」が新設されている。平成29年度が本事業の最終年度となるが、大学COC事業の終了とともに本事業によって得られた成果やつながりを終わらせるのではなく、これらが他の事業に引き継がれ、今後も県立大学の地域活動に活かされることを期待する。

○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）の取組

- ・地元就職率の向上と雇用創出による滋賀の創生と「ひと」の地方への集積を目指して、県立大学が滋賀県と県内5大学、経済団体等と協働で取り組んでいる本事業では、平成28年度から、学生の地元志向を強化するための教育プログラム改革（当該年度は近江樂士（地域学）副専攻に「ソーシャル・アントレプレナー（社会起業家）コース」を新設）に取り組むほか、中期インターンシップの実施に向けて、受入協力企業の開拓を進めてきた。今後も、本格的な人口減少が進む中で若者の地元定着に向けた取組は重要と考えており、県立大学をはじめとする県内6大学が協働で取り組むCOC+事業の更なる推進を期待する。

○地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおける産官学連携事業の推進

- ・平成29年4月に設置された「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」は、ICTによる付加価値の高い製品・サービスの開発、効率性の高い業務改革を通じて地域産業のイノベーションを創出するための各種新規手法の提案に関して、重要な役割を担う研究拠点であることから、当センターが活用され、県内外の大学や企業・各種団体とともに活発な研究が進め

られることに期待している。

併せて、高度な数理・情報の専門知識を駆使して新たなモノやサービスを生み出すことのできる人材の育成も重要であることから、社会人の学び直しを含めて、時代の変革に柔軟に対応できる人材の輩出にも注力してほしい。

○研究成果の公開に関する取組

- ・研究成果を公開することは、情報公開や広報活動のためばかりではなく、地域や産業界との連携強化にもつながる。まずは、年度計画で示されたとおり、毎月取りまとめを行い、定期的に公開していただき、積極的な研究情報の公開に努められることを期待する。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目30項目中28項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合 計
法人の自己評価	項目数	1	29	—	—	30
	割 合%	3.3	96.7	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	27	2	—	30
	割 合%	3.3	90.0	6.7	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV : 「年度計画を上回って実施している」
- III : 「年度計画を概ね順調に実施している」
- II : 「年度計画を十分に実施できていない」
- I : 「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (9) w e b活用の授業形態構築の検討にとどまらず、大学院副専攻や単位互換科目においてw e bを活用した授業形態の構築ができており、また、平成29年度からw e b講義を取り入れたカリキュラムが実施されることは、高く評価できる。

▼課題となる事項

○研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- (19) 研究成果等の提供元である研究戦略委員会および広報委員会に協力依頼を行っているが、成果の発信がこれまでの単発でのプレスリリースと同じであり、定期的な情報発信まで至っていない。

○研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- (21) 科学研究費不採択者に対して積極的にレビューを受けさせるなどの支援が行われたが、レビューの方法はこれまでと大きく変わっておらず、計画にあるような研究テーマでの分析に基づいたレビューが十分に行われていない。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目15項目中14項目が「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B 概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合 計
法人の自己評価	項目数	1	14	—	—	15
	割 合%	6.7	93.3	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	11	1	—	15
	割 合%	20.0	73.3	6.7	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置

(32) C A I システムの導入に伴い、学生、卒業生に生涯メールアドレスを付与するサービスが開始されたこと、標的型攻撃対策等のネットワークセキュリティの強化が図られたことは、評価できる。

○人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

(35) 人材育成方針に基づいた研修会の開催のほか、臨時のF D (ファカルティ・ディベロップメント：教員組織による能力開発)・S D (スタッフ・ディベロップメント：大学職員の資質向上のための組織的な取組)研修の実施に加え、平成29年度に向け、法人職員の滋賀県への派遣研修事業を整備したことは評価できる。

○情報公開および広報の充実に関する目標を達成するための措置

(41) 広報戦略が策定され、新規に大規模進学説明会への参加や入試情報媒体の活用がなされている。これに加え、高等学校長O B を新たに契約職員とし

て雇用し、県内全高校を訪問することにより、各学校の管理職や進路指導担当教員との良好な関係を醸成させたことは、各高校における「滋賀県立大学」の意識付けが図られるとともに、高大連携事業の取組にも好影響を与えることができることから、高く評価できる。

▼課題となる事項

○人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

(34) 県派遣職員の業績評価は平成28年度中に行われているが、法人職員については教職員組合に対して要綱等を示すことなく、実施することのみの説明にとどまっており、具体的な制度の提案は平成29年度になってから行われているため、平成28年度中に制度の整備を行ったとは言い難い。